

学校法人天理大学役員及び評議員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人天理大学（以下「本法人」という。）の寄附行為第6条に定められた役員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常任理事とは、本法人において勤務することが常態である者のうち理事長、専務理事及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、本法人の職員（学長、校長を含む。）として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員たる身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、本法人において勤務することが常態である監事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 学内評議員とは、本法人において勤務することが常態であり、職員として給与を支給している評議員をいう。
- (8) 学外評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (9) 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (10) 費用とは、役員等として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常任理事に対しては、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 常勤監事に対しては、報酬及び賞与を支給する。
- (3) 職員理事及び学内評議員に対しては、役員等としての報酬等（ただし、費用を除く。）は支給しない。
- (4) 非常勤理事、非常勤監事及び学外評議員に対しては、報酬及び費用を支給する。ただし、役員等本人からの申し出により支給しない場合がある。

(報酬額及び賞与の算出方法)

- 第4条** 常任理事及び常勤監事に対する報酬月額は、別表1のとおりとする。ただし、常勤監事については、理事会において支給額の増額を決定することができる。
- 2 非常勤理事、非常勤監事及び学外評議員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 3 常任理事及び常勤監事に対する賞与は、別表3に定める算式により算出される額とする。
- 4 新たに常任理事又は常勤監事に就任した者には、就任日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から報酬を支給する。
- 5 常任理事若しくは常勤監事を退任又は解任された場合は、その月まで報酬を支給する。

(役員の退職慰労金)

- 第5条** 常任理事の退職慰労金は、理事長 100,000 円、専務理事 90,000 円、常務理事 80,000 円に、常任理事在任期間の勤続年数を乗じた額とする。ただし、第2条に規定する職員の身分を維持したまま常任理事となった者に対しては、退職金支給規程による退職金を支給することとし、この規程に基づく退職慰労金の算定にあたっては、常任理事在任期間から職員たる身分を有していた期間を控除するものとする。
- 2 在任期間の勤続年数は、1年未満を切り上げて計算する。
- 3 ただし、特別の事情のあるときは第1項の規定にかかわらず、理事会において支給額の増額又は減額を決定することができる。
- 4 常任理事が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合の遺族の範囲及び支給の順位は、労働基準法施行規則の定めるところとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条** 常任理事及び常勤監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職慰労金（常任理事のみ） 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内
- 2 非常勤理事、非常勤監事及び学外評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条 常任理事以外の役員等には、役員等の地位に基づく退職慰労金は支給しない。
(費用)

第8条 役員等が職務執行のために出張した場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 平成2年4月1日施行の「役員報酬等支給規程」は、本附則第1項の定める日から本規程に読み替える。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

理事長	月額 220,000 円
専務理事	月額 210,000 円
常務理事	月額 200,000 円
常勤監事	月額 200,000 円

別表 2（第 4 条第 2 項関係）

非常勤理事	日額 50,000 円
非常勤監事	日額 50,000 円
学外評議員	日額 10,000 円

別表 3（第 4 条第 3 項関係）

夏季賞与	報酬月額×2ヶ月分
冬季賞与	報酬月額×2ヶ月分